

定 款

(2022年 5 月26日改訂)

株式会社マルヨシセンター

目 次

第1章	総 則	1
第2章	株 式	2
第3章	株 主 総 会	3
第4章	取締役および取締役会	4
第5章	監査役および監査役会	6
第6章	会計監査人の責任	7
第7章	計 算	7

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社マルヨシセンターと称し、英文では、Maruyoshi Center Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨小売業
2. 生鮮食料品、加工食品、菓子、清涼飲料および酒類の販売
3. 衣料品および服飾雑貨用品の販売
4. 家庭用品、日用品雑貨、家庭用電気製品、セラミックス製品、家具類、化粧品、医薬品、医薬部外品、衛生用品、美容機器、医療用看護用品、動物用医薬品、園芸用品、文房具、事務用品、玩具、書籍およびスポーツ用品の販売
5. 前3号に掲げる物品の卸売業および貿易業
6. 米穀、塩、たばこ、切手、印紙およびはがきの販売
7. 生花、野菜、果物、精肉、鮮魚、塩干物および乾物の加工・販売
8. 弁当類、惣菜、麺類等の加工食品の製造・販売
9. 飲食店、喫茶店およびレストランの経営
10. 写真現像、焼付、引伸ばしならびにクリーニングの取次業
11. 旅行業法に基づく旅行業務
12. 損害保険代理店業
13. 道路運送法に基づく貨物自動車運送業
14. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理業務
15. コンピューターシステムによる計算業務の受託
16. 建造物および付属設備等の清掃管理の請負および斡旋業務
17. 各種イベントの企画・立案および仲介
18. 学習塾の経営
19. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
20. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
21. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業
22. 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
23. 福祉用具および介護用品、福祉機器、福祉用具の販売およびレンタル、設置、修理
24. 医療器具、医療機器、医療用具の販売およびレンタル、設置、修理

25. 住宅の増改築およびリフォーム
26. 保育所および託児所等の経営
27. 広告および宣伝に関連する企画制作、および広告代理業
28. モデル育成スクールの経営
29. 有料職業紹介、および労働者派遣事業
30. 前各号に掲げる事業の経営指導
31. 前各号に付帯もしくは関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を香川県高松市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,175,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべ

き時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長を1名定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）、CIO（最高情報責任者）およびCMO（最高マーケティング責任者）を選定することができる。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の招集者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（監査役の数）

第29条 当社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤の監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（常任監査役）

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から常任監査役1名を定めることができる。

（監査役会規程）

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の招集者)

第36条 監査役会は、原則として常任監査役が招集する。ただし、必要があるときは、他の監査役がこれを招集することを妨げない。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。